事務所通信

2017年2月号　No.140

（　節　分　）

CONTENTS

- 所長コメント …儲かる会社、潰れる会社ここに注目　P1
- 贈与税の計算と税率　P2
- 公的年金等の確定申告について　P3
- 「カレーにいらない具」ランキング　P4
- 税務Q＆A　P5
- お知らせ　おもしろ雑学　P6
- 休日カレンダー　職員雑記　P7

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～

加藤輝守税理士事務所

〒941-0057　新潟県糸魚川市南寺町3-7-7

TEL　025-552-0678　　FAX　025-552-3824

ホームページアドレス　http：//www.katozeirishi.jp

儲かる会社、潰れる会社ここに注目

儲かっている会社、潰れていく会社には多くの共通点があるように思えます。そんなことが書いてある文章があったので、ご紹介します。

《裏表がある会社》

会社を訪問して、経営者が会社に居る時と居ない時では大きく雰囲気が違う会社があります。経験上、経営者が居るときは仕事をしているフリをしているとしか思えない会社は、ほぼ100％倒産しています。それは不自然であり、社員が会社に対して、帰属意識や頑張ろうという意識が無いことを示しています。

《経理がずさんな会社》

原資証憑の管理がずさんな会社、現金管理がいいかげん、月次決算をせず、儲かっているかどうか不明な会社等は、倒産する確率が高くなります。どんぶり勘定でお金を扱い、現金の増減だけで会社の業績を判断している経営者の会社は一定規模に至ったとき、倒産する可能性が高いです。怖いのは、今日からちゃんとしようとはならないことであります。水商売とはよくいったもので、飲食では最初からちゃんと経理をしようと思わない経営者の店舗は長続きしません。

《私利私欲の経営者の会社》

一定の規模の企業で経営者が私利私欲に走る会社はいずれ破綻します。小規模や家内経営なら経営者の私利私欲は当然のことであるが、他人を雇い、他人の能力を活用しようとする会社で経営者が私利私欲を目に見える形で見せていれば、そこで育ち、有能であればあるほど顧客とノウハウを持って独立していくだけです。いつも片腕が変わる会社、役員が分離独立していく会社になってしまいます。

《経営不振＝節約としか反応しない経営者》

経営不振～節約　電気、消耗品、人件費等～物理的、精神的に暗くなる～更に経営不振に陥ります。経営不振になるとすぐ節約、固定費の削減と連想する経営者がおられますが、顧客は商品、サービス等を購入して快適さを求めています。これが商売の本質であり、どんな業種を問わず普遍的法則です。言い換えれば、経営不振の時、迷ったら、顧客に快適ではないことをしないことに徹するべきです。

経営不振の時ほど、売上増加、顧客サービスの向上に向けて、商品、サービス等を強化したり、人を厳選し、有能な人の給与をあげたり、歩合給等で、モチベーションを上げることが必要となります。自分が顧客の立場で、何が快適かを常に考えることが必要なのです。清潔ではない、価格が適正でない、明るくない、迅速ではない、等々、顧客の立場からチェックすることが経営不振を立て直す第一歩です。

贈与税の計算と税率

贈与税の計算と税率（暦年課税）

贈与税の計算は、まずその年の１月１日から１２月３１日までの１年間に贈与によりもらった財産の価額を合計します。続いて、その合計額から基礎控除額１１０万円を差し引きます。つぎにその残りの金額に税率を乗じて税額を計算します。

贈与税の速算表

平成２７年以降の贈与税の税率は、次のとおり「一般贈与財産」と「特例贈与財産」に区分されました。
なお、速算表は基礎控除額の１１０万円を差し引いた後の金額を当てはめて計算します。

＜一般贈与財産（一般税率）＞

この速算表は「特例贈与財産用」に該当しない場合の贈与税の計算に使用します。

例えば、兄弟間の贈与、夫婦間の贈与、親から子への贈与で子が未成年の場合などに使用します。

基礎控除後の課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	－	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

（例）贈与財産の価額が５００万円の場合

基礎控除後の課税価格　　５００万円　－　１１０万円　＝　３９０万円

贈与税額の計算　　３９０万円　×　２０％　－　２５万円　＝　５３万円

＜特例贈与財産用（特例税率）＞

この速算表は、直系尊属（祖父母や父母など）から、その年の１月１日において２０歳以上の直系卑属（子や孫など）への贈与税の計算に使用します。

例えば、祖父から孫への贈与、父から子への贈与などに使用します。（夫の父からの贈与には使用できません）

基礎控除後の課税価格	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	－	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

（例）贈与財産の価額が５００万円の場合

基礎控除後の課税価格　　５００万円　－　１１０万円　＝　３９０万円

贈与税額の計算　　３９０万円　×　１５％　－　１０万円　＝４８．５万円

＜　伊藤（康）　＞

公的年金等の確定申告について

確定申告が必要でない場合でも、次のいずれかにあてはまる方などで、源泉徴収された所得税及び復興特別所得税が納め過ぎとなっているような方は、確定申告をすれば源泉徴収税額の還付を受けることができます（還付申告）。

●社会保険料控除、生命保険料控除などを受けられる場合
●災害などの損失について雑損控除を受けられる場合
●医療費に係る医療費控除を受けられる場合
●扶養親族等申告書を提出していない場合
●扶養親族等申告書を提出した後において扶養親族等が増加した場合

また、所得税の確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

公的年金等がある場合の確定申告には、
源泉徴収票の添付が必要となります。
平成 29 年 1 月 13 日から 19 日にかけて
順次送付されていますので、
確認をお願いします。

（政府広報オンライン、日本年金機構HPより）

＜　花　水　＞

「カレーにいらない具」ランキング

日本の国民食ともいえるカレー。煮込んでしまえば、なんでもそこそこ美味しくなるが、できれば満足いく味に仕上げたい。せっかくの大好物なのだから、気持ちよく食べたいものだ。

このたびJタウン研究所が「カレーのいらない具といえば」をテーマに都道府県別のアンケート調査を行った。その結果は？

1位は「ゆで卵」（得票率27．7%だが）トッピングのイメージが強いので、2位の「じゃがいも」（23．3%）が、実質的な不要材料トップと言えるだろう。

「じゃがいも」は北海道でも（24．1%）が投票。

3位には「シーフード」（17．3%）、4位には「にんじん」（11．1%）、「その他」をはさみ、「カツ」（4．8%）を筆頭に「鶏肉」（3．4%）、「牛肉」（2．6%）、「豚肉」（1．8%）、「たまねぎ」（1．4%）だった。

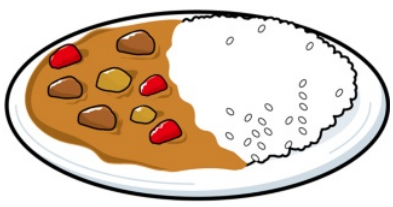

「カレーにいらない具」ランキング

1位	ゆで卵	27.7	%
2位	じゃがいも	23.3	%
3位	シーフード	17.3	%
4位	にんじん	11.1	%
5位	その他	6.6	%
6位	カツ	4.8	%
7位	鶏肉	3.4	%
8位	牛肉	2.6	%
9位	豚肉	1.8	%
10位	たまねぎ	1.4	%

＜　山　口　＞

医療費を補填する保険金等

Q．健康保険組合等から支給されるもので、医療費を補填する保険金等とされるものにはどのようなものがあるか。

A．健康保険組合等から支給されるものは、傷病手当金、出産手当金、育児手当金を除き、次のようなものが該当します。

（１）療養費
（２）移送費及び家族移送費
（３）出産育児一時金及び家族出産育児一時金
（４）家族療養費及び家族療養費附加金
（５）高額療養費又は高額介護合算療養費
（６）出産費（分娩費）及び出産費附加金
（７）配偶者出産費（分娩費）及び配偶者出産費附加金
（８）入院附加金

なお、医療費を補填する保険金等の額が医療費を支払った年分の確定申告を提出するまでに確定していない場合には、その受け取る保険金を見積もり、その見積額を支払った医療費から控除する。

この場合、後日確定した保険金等の額が見積額と異なることとなったときは、遡及して医療費控除を訂正する。

生命保険契約に基づく給付金

Q．生命保険契約に基づいて支払われた給付金は、医療費を補填する保険金等に該当するか。

A．医療費を補填する保険金等に該当する。

＜　山　田　＞

研　修　予　定

日　　時	研　修　内　容	場　　所	講　師	参加費
テルモ経営研究会はお休みです。				

加藤輝守税理士事務所は、中小企業経営力強化支援法に基づく
経営革新等支援機関に認定されました！！
経営革新等支援機関から支援を受けるメリットとして…
①信用保証協会の保証料の引き下げ　②低金利での融資制度　③各種補助金制度
④商業・サービス業等投資減税制度　　などが挙げられます。ぜひご活用ください。

お客様をご紹介ください
ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、
企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

会社の広告お手伝いします
お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

◇◆◇　おもしろ雑学　◇◆◇

「５円玉の雑学」
１円玉や５円玉を見ると、結構いい素材でつくっているのがわかります。
それもそのはず、硬貨は原価割れでつくられているのです。
・１円玉を作るのには３円かかる。
・５円玉作るのには７円かかる。
それでも安い感じはしますが。

（担当：　小林（恭）　）

■■■■　休日カレンダー　■■■■

２月（ 如月 ） Ｆｅｂｒｕａｒｙ

日	月	火	水	木	金	土
			１	２	３	４ 倉又・丸田
５	６	７	８	９	１０	１１ 建国記念の日
１２	１３	１４	１５	１６	１７	１８
１９ 堀田・小林	２０	２１	２２	２３	２４	２５
２６ 畑・山田	２７	２８				

・確定申告期間中は、土曜日も日曜日も毎日元気に営業しています。

・網掛けの日が当事務所の休日です。

（名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。）

２月の税務

２月１日	贈与税の確定申告受付開始（３月１５日まで）
２月１０日	平成２９年１月分の源泉所得税・住民税の納付
２月１６日	所得税の確定申告受付開始（３月１５日まで）
２月２８日	平成２８年１２月決算法人　法人税等・消費税確定申告・納付
	平成２９年６月決算法人　法人税等・消費税中間・予定申告・納付
	平成２９年９月、３月決算法人の消費税の中間申告、納付
	当月決算法人の消費税各種届出書提出

◇◆　職員雑記　◆◇

２月です。いよいよ確定申告が始まり、当事務所でも繁忙期に入ります。１日、１日が貴重な時間となり、２月も３１日まであるといいのに！！と毎年思ってしまいます。

たくさん食べ、たくさん寝るを心掛け、体調管理には十分気を付けたいと思います。

＜　池　原　＞